

草津市精神障害者就業促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、精神障害を支給事由とする年金の給付を受けている者、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第3項に規定する自立支援医療受給者証（精神通院医療に係るものに限る）の交付を受けている者または医師が必要と認められるものをいう。）の社会復帰および就労の促進を図るため、訓練の場を提供した事業所および共同作業所等（以下「事業所等」という。）ならびに精神障害者に対して、予算の範囲内において、草津市精神障害者就業促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の種類)

第2条 補助金の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 就業訓練協力金
- (2) 就業支度金
- (3) 住居費補助金

(補助金の交付要件)

第3条 補助金の補助対象者、対象経費、額および限度額、交付対象期間ならびに交付回数は、別表のとおりとする。

(交付申請書の添付書類)

第4条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書に添付する書類は、次の各号に掲げる補助金の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

- (1) 就業訓練協力金 精神障害者就業予定届（別記様式第1号）および訓練対象者の精神障害者保健福祉手帳の写し、精神障害を事由とする年金証書の写し、自立支援医療（精神通院医療に係るものに限る）の受給者証の写しまたは主治医の意見書
- (2) 就業支度金 就業証明書（別記様式第2号）および補助対象者の精神障害者保健福祉手帳の写し、精神障害を事由とする年金証書、自立支援医療（精神通院医療に係るものに限る）の受給者証の写しまたは主治医の意見書
- (3) 住居費補助金 賃借証明書（別記様式第3号）または賃貸借契約書の写しおよび補助対象者の精神障害者保健福祉手帳の写し、精神障害を事由とする年金証書の写し、自立支援医療（精神通院医療に係るものに限る）の受給者証の写しまたは主治医の意見書

(実績報告書の添付書類等)

第5条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の添付書類は、次の各号に掲げる補助金の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

- (1) 就業訓練協力金 精神障害者就業訓練実施報告書(別記様式第4号)
 - (2) 就業支度金 領収書または支払いを証明するに足りる書類
 - (3) 住居費補助金 家賃収納証明書(別記様式第5号)
- 2 前項に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は、事業完了後1月を超えない日または当該補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までとする。

(補助金の概算払)

第6条 規則第16条第2項の規定により補助金の交付を受けようとする補助対象者は、草津市精神障害者就業促進事業補助金概算払請求書(別記様式第6号)により請求するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年3月3日から施行し、平成17年度以降の補助金について適用する。

付 則

この要綱は、平成19年11月21日から施行し、平成19年度以降の補助金について適用する。

付 則

この要綱は、平成21年2月27日から施行し、平成20年度以降の補助金について適用する。